

新居浜市教育委員会公告第2号

(仮称)新居浜市西部学校給食センター調理・配送等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

(仮称)新居浜市西部学校給食センター調理・配送等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和5年10月25日

新居浜市教育委員会教育長 高橋良光

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 (仮称)新居浜市西部学校給食センター調理・配送等業務
- (2) 業務内容 別添1「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年7月31日まで
- (4) 業務履行期間 令和6年8月1日から令和11年7月31日まで
- (5) 提案上限額 1,207,965,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-0821

新居浜市瀬戸町12番38号

新居浜市教育委員会事務局学校給食課

電話 0897-31-7470(直通)

FAX 0897-31-7472

電子メール gakkokyusyoku@city.niihama.lg.jp

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4・5年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効）であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間において、市が定める要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 小学校又は中学校を対象とした学校給食業務の受託実績を3年以上有し、又は厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を3年以上有すること。さらに1受託施設において、複数献立で計5,000食以上を提供する受託実績を2年以上有し、現在も継続して業務を実施していること。
- (8) 参加表明書の提出日までの過去3年以内に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (10) 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。また法人格を有し、本事業を円滑に遂行できるように、安定的かつ健全な財政能力および経

営状況を有していること。

4 参加資格申請書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書兼参加資格審査申請書（様式第3号）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間中）又は郵送（必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法により、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

（1）提出期限 令和5年12月6日（水）17時15分 必着

（2）提出先 2の事業担当課

5 参加資格確認結果の通知

令和5年12月13日（水）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果を通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「教育委員会事務局」→「学校給食課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

（1）配布期間

公告日から令和5年11月30日（木）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間中

（2）配布場所 2の事業担当課

7 優先交渉権者の選定

企画提案の審査は、（仮称）新居浜市西部学校給食センター調理・配送等業務委託事業者選定委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき総合的に評価及び判断し、優先交渉権者を選定する。

8 その他

- (1) 優先交渉権者として選定後、市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については、新居浜市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。